

「川越市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（全部改正）（案）」に対する
意見募集手続の結果について

1 意見募集手続の概要

- (1) 募集期間 平成30年2月21日（水）～平成30年3月22日（木）
- (2) 募集対象
 - ① 市内に住所を有する方
 - ② 市内の事業所等に勤務する方
 - ③ 市内の学校に在学する方
 - ④ その他案に関し利害関係を有する方
- (3) 閲覧場所
 - ① 川越市役所防犯・交通安全課、各市民センター、南連絡所
 - ② 市ホームページ
- (4) 意見提出方法
 - ① 直接持参
 - ② 郵送
 - ③ ファックス
 - ④ 市ホームページからの電子申請

2 意見募集手続の結果

- (1) 意見提出者 1名
- (2) 意見件数 4件

3 意見の概要と市の考え方

提出された意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No	意見の概要	市の考え方
1	「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」等と総合的かつ整合性のある条例が望まれる。	今後の参考とさせていただきます。
2	災害時の復旧を速やかに進めるため、所有者不明の土地の探索と合わせて空き家の探索の推進が望まれる。	今後の参考とさせていただきます。
3	所有者不明の土地の探索と併せて公共地についても公図の見直しが望まれる。	本規則は川越市空家等の適切な管理に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものであることから、御意見として承らせていただきます。
4	所有者不明土地の探索の一環として空家等の適正な管理を進めることが望まれる。	今後の参考とさせていただきます。